三　関東地方整備局長の設ける閲覧所
埼玉県さいたま市中央区新都心二一一　さいたま新都心合同庁舎二号館　関東地方整備局建政部建設産業第二課内
四　北陸地方整備局長の設ける閲覧所
新潟県新潟市中央区美咲町一一一一　新潟美咲合同庁舎一号館　北陸地方整備局建政部計画・建設産業課内
五　中部地方整備局長の設ける閲覧所
愛知県名古屋市中区三の丸二一五一一　名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局建政部建設産業課内
六　近畿地方整備局長の設ける閲覧所
大阪府大阪市中央区大手前二一五一四十四　大阪合同庁舎第一号館別館　近畿地方整備局閲覧室内
七　中国地方整備局長の設ける閲覧所　中国地方整備局建政部計画・建設産業課内
広島県広島市中区八丁堀二一十五
八　四国地方整備局長の設ける閲覧所　四国地方整備局建政部計画・建設産業課内
香川県高松市サンポート三一三十三　高松サンポート合同庁舎
九　九州地方整備局長の設ける閲覧所
福岡県福岡市博多区博多駅東二一十一七　福岡第二合同庁舎別館　九州地方整備局建政部計画・建設産業課内
十　沖縄総合事務局長の設ける閲覧所
沖縄県那覇市おもろまち二一一一一　那覇第二地方合同庁舎二号館　沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課内

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（告示の廃止）

2　不動産特定共同事業法施行規則の規定に基づき、主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者に関する不動産特定共同事業者名簿その他の書類に係る不動産特定共同事業者名簿等の閲覧所の場所を定める告示（平成七年大蔵省・建設省告示第一号）は廃止する。

○総務省告示第百四十九号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条の二第一項及び第三項並びに第百一条の二第一項及び第三項の規定に基づき、同規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送の設備等整備計画及び同規則第百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関する総務大臣の確認の対象となる設備及び確認申請書類の様式を次のように定め、告示する。

平成二十六年四月一日　総務大臣　新藤　義孝

一　総務大臣の確認の対象となる設備

放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第86条の２第１項に規定する基幹放送設備等整備計画及び第101条の２第１項に規定する基幹放送局設備整備計画に関して、放送法（昭和25年法律第132号）第108条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて、総務大臣の確認の対象となる設備は、次に掲げる全ての要件を満たす設備であって、別表第１に掲げるものとする。

⑴　設備の整備主体が中波放送、短波放送若しくは超短波放送を行う地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（その基幹放送局設備を中波放送、短波放送又は超短波放送の業務の用に供する者に限る。）であること（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）。

⑵　設備の整備が、次のいずれかの場合に該当し、かつ、当該設備の整備が一体的に行われるものであること。

ア　次のいずれかに該当する地域（以下「大規模自然災害被害懸念地域」という。）に立地している基幹放送局の送信設備について、当該設備が機能しなくなった場合に限り代替的に運用するために、当該設備の設置場所と比べて自然災害の影響を受けにくいと認められる場所に新たに予備の設備を設置する場合

㋐　地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）第14条の規定に基づき、都道府県若しくは市町村が津波により浸水する範囲として特定した地域又は津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第８条第１項の規定に基づき都道府県知事が設定した津波浸水想定により、津波があった場合に浸水が想定されるものとして特定した地域の内にあって、浸水深がおおむね50センチメートル以上の地域

㋑　河川敷内又は水防法（昭和24年法律第193号）第14条の規定に基づき指定された外水氾濫区域（浸水想定区域）内にあり、想定される浸水深がおおむね50センチメートル以上の地域

㋒　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成25年法律第54号）第６条第１項の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域又は同法第８条第１項の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域内にあり、土砂災害による被害が想定されている地域

イ　大規模自然災害被害懸念地域内に立地している基幹放送局の送信設備について、当該設備が自然災害の影響を容易に受けないようにするため、当該設備の設置場所と比べて自然災害の影響を受けにくいと認められる場所に当該設備に代えて新たに設備を整備する場合

ウ　大規模自然災害被害懸念地域内に立地している既存の中波放送を行う基幹放送局の送信設備について、当該設備が機能しなくなった場合に備え、当該設備と比べて自然災害の影響を受けにくいと認められる場所に、当該設備の補完として新たに超短波放送を行う基幹放送局の設備を整備する場合

⑶　大規模自然災害被害懸念地域内に立地する既存の基幹放送局の送信設備が想定される自然災害に被災することによって、放送の継続に支障を来すことが認められるものであること。

⑷　平成30年度までに全ての整備が終了する計画となっているものであること。

二　確認申請書類の様式

放送法施行規則第86条の２第１項及び第３項の規定による基幹放送設備等整備計画の確認並びに第101条の２第１項及び第３項の規定による基幹放送局設備整備計画の確認に関する申請書類の様式については、別表第２のとおりとする。

別表第１

対　象　設　備
鉄塔
局舎
外構施設
受電設備（電力引込送電線を含む。）
送信空中線
受信空中線
送信機
受信機
中継回線設備
伝送用専用線
電源設備（予備電源設備を含む。）